

鹿沼市部設置条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鹿沼市長 松井 正一

鹿沼市部設置条例の一部を改正する条例

鹿沼市部設置条例（平成 9 年鹿沼市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表行政経営部の項の次に次の 1 項を加える。

財務部

第 2 条第 1 号に次のように加える。

ウ 危機管理及び防災に関すること。

第 2 条第 2 号中アを削り、イをアとし、アの次に次のように加える。

イ 統計に関すること。

第 2 条第 2 号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カからクまでを削り、同条第 3 号中オを削り、エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 議会及び文書法令に関すること。

第 2 条第 3 号カを次のように改める。

カ 情報政策に関すること

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 財務部

ア 財政に関すること。

イ 市税に関すること。

ウ 契約及び工事検査に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(鹿沼市使用料手数料等審議会条例の一部改正)

- 2 鹿沼市使用料手数料等審議会条例（平成9年鹿沼市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総合政策部」を「財務部」に改める。

(鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正)

- 3 鹿沼市行政不服審査会条例（平成27年鹿沼市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総合政策部」を「行政経営部」に改める。

(鹿沼市入札適正化委員会条例の一部改正)

- 4 鹿沼市入札適正化委員会条例（平成17年鹿沼市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行政経営部」を「財務部」に改める。

(鹿沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

- 5 鹿沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年鹿沼市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総合政策部」を「秘書室」に改める。

(鹿沼市国民保護協議会条例の一部改正)

- 6 鹿沼市国民保護協議会条例（平成18年鹿沼市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策部」を「秘書室」に改める。